

阿賀町露店出店許可に関する要綱

平成23年 7月 5日
訓令第 8 号

(目的)

第1条 この要綱は、阿賀町露店市場管理条例（平成17年阿賀町条例第131号。以下「露店管理条例」という）及び阿賀町暴力団排除条例（平成23年阿賀町条例第12号。以下「暴力団排除条例」という）に定めるもののほか、阿賀町露店出店許可に関し必要な事項を定め、暴力団等反社会的勢力を利用することを防止し、露店の営業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、かつ、経済的地位を向上し、もって、善良な社会環境の維持と露店の必要な管理、健全な運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「暴力団」とは、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2)「暴力団員」とは、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (3)「密接な関係」とは、暴力団または暴力団員であることを知りながらその会合や宴席に出席し、または、ゴルフに同道し、あるいは、資金を提供すること等を繰り返すような関係をいう。
- (4)「同一生計にある者」とは、同一の住居に居住し、生計を共にしている者であり、夫婦・内縁・親子等の関係を問わない。
- (5)「露店」とは、露店管理条例第2条第1項に規定する露店のうち、二柱神社祭礼・住吉神社祭礼・神明神社祭礼に臨時出店する移動露店をいう。

(許可申請)

第3条 露店を出店しようとする者は、あらかじめその露店を営業する者の住所、氏名、生年月日、露店において取り扱う物品若しくはサービス、その他、第1条の目的を達成するために必要な事項として、町長があらかじめ定める事項を内容とする阿賀町露店出店許可申請書（第1号様式）及び反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（第2号様式）

式)を作成し許可申請をしなければならない。

- 2 本条第1項の許可申請は、次の各号のいずれかに該当したときは、許可申請をすることができない。
 - (1)暴力団または暴力団員
 - (2)暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)
 - (3)暴力団、暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、若しくは、関与していることが明らかな者
 - (4)暴力団、暴力団員又は密接関係者と同一生計にある者
 - (5)暴力団、暴力団員又は密接関係者が関与している団体等に参加していることが明らかな者
- 3 本条第1項の許可申請は、別表第1に掲げる開催日の2週間前までに許可申請をしなければならない。ただし、提出期限が休日にあたる場合はその前日までに許可申請をするものとする。

(許可)

- 第4条 露店を出店しようとする者は、町長から出店許可証(第3号様式)の発付を得て、町長が指定する場所に露店を設けるものとしなければならない。
- 2 露店を出店するときは、町長が発行した出店許可証をわかりやすい場所に掲示して、営業を行わなければならない。
 - 3 第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告も要することなく、その許可を取り消すことができる。
 - (1)不正行為によって届出し許可を受けたとき
 - (2)第3条第2項の各号いずれかに該当することが判明したとき
 - (3)集団的、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき
 - (4)暴力団、暴力団員又は密接関係者を利用したとき
 - (5)正当な理由なく、本要綱に違反したとき
 - 4 出店料は、別表第1に掲げる受付日時に、露店管理条例第11条1項に基づく料金を徴収する。

(露店等の使用人に関する許可申請)

- 第5条 露店を出店しようとする者が、やむを得ず事前に許可申請した以外の者を営業に使用するときは、当該使用人の住所、氏名、生年月日等を町長に許可申請しなければならない。

(関係機関との協力)

第6条 本要綱による露店出店の許可申請等をしようとする者やその関係者等が本要綱第3条第2項の各号に該当するか否かについて、警察などの関係機関に協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成23年 7月 5日から施行する。

別表第1(第3条関係)

神社名	二柱神社	住吉神社	神明神社
祭礼開催日	7月27日から 7月28日まで	8月14日から 8月15日まで	8月25日から 8月26日まで
所在地	阿賀町津川上寺町 3321番地	阿賀町津川字柿本町 3396番地1	阿賀町津川字本陣場14 番地
受付日	7月27日	8月14日	8月25日
受付時間	午前10時から 正午まで	午前10時から 正午まで	午前10時から 正午まで